

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和4年9月26日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、令和5年2月3日から同年3月3日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年2月3日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンリブ下松

所在地 下松市南花岡六丁目8番1号

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。